

小山市立絹義務教育学校 いじめ防止基本方針

I 方針

1 はじめに

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを未然に防止し、早期に発見し、適切に解決に導いていける学校の指導體制を一層強化するとともに、学校のみならず家庭や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる体制づくりを推進していくことが重要である。(小山市いじめ防止基本方針より)

そのため、本校では、児童生徒一人一人にいじめをしない、させない、許さない心を育ていくため「絹義務教育学校いじめ防止基本方針」を策定し、取組の一層の充実を図っていく。

(1) いじめ防止基本方針策定の目的

平成25年6月28日公布、9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、絹義務教育学校として、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめが起こった場合の対応などについてどのように取り組むかの方針を定め、その方針を実行することで、本校児童生徒をいじめから守り、充実した学校生活を送れるようにすることを目的とする。

＜参考とすべき法律やガイドライン等＞

- ① いじめ防止対策推進法 (H25. 6、H28. 5最終改正)
- ② いじめの防止等のための基本的な方針 (H25. 10、H29. 3最終改正)
- ③ 栃木県いじめ防止基本方針 (H29. 12改定)
- ④ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29. 3)
- ⑤ いじめの重大事態に係る調査の方針 (H28. 3)
- ⑥ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 (H26. 7改訂)

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の根本的な解決のためには、いじめの未然防止の観点からのすべての児童生徒を対象とした指導が重要である。児童生徒を、いじめを許さない、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるため、学校と家庭、地域等が一体となった取組が必要である。

そのため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。また、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互い的人格を尊重し合える態度などの素地を養うことに努める。

そして、背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処で

きる力を育むことに加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。

☆(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラーや教育相談員等の活用、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、家庭、地域住民と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、「いじめ対策委員会」を中心に対応を行い、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 家庭や地域住民との連携

「地域とともにある学校づくり」を進める中で、一層社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域住民との連携・協力を推進し、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関などと適切な連携を図るようにする。そのために、平素から関係機関との間の情報共有体制を構築しておく。

II 具体的取組

1 未然防止の取組

(1) 一人一人の児童生徒が大切にされる学校づくり

①いじめ対策アクションプランの作成と公表・説明

- ・学校いじめ防止基本方針を踏まえたアクションプランの作成
- ・保護者・地域への公表・説明（PTAとの連携、学校だよりの配付、HPへの掲載等）

②居がいのある学級づくり

- ・授業及び様々な活動において、自尊感情を高め、自己存在感・共感的人間関係の育成
- ・児童生徒との信頼関係（悩みを気軽に相談できる）
- ・「おやまっこ いじめゼロ宣言」や「いじめゼロ」全校集会の指導
- ・いじめ防止週間の実施

③児童生徒の変化を見逃さない

- ・休み時間、給食、清掃等で人間関係の把握や声かけ

(2) 教職員の意識・資質の向上と児童生徒指導・教育相談体制の強化

①校内研修の充実

- ・「いじめ防止対策推進法」についての研修
- ・教職員が一枚岩で取り組むためのいじめ事例研究（関係機関との連携を含む）
- ・適切な初期対応に関する研修（傍観者にならない指導）
- ・教職員による暴言や体罰等の未然防止を図る研修

②教育相談体制の強化

- ・児童生徒指導部会や職員会議・打合せ等における情報交換
- ・教育相談の実施
- ・CSにおける協議

(3) 保護者・地域・関係機関との連携

①保護者との緊密な連携、信頼関係の構築

- ア 学校だより、学年だより等での情報提供、協力依頼をする。
- イ 出欠、早退、遅刻、その他こまめに連絡を取り合う中から変化を見つけ、必要に応じて教育相談や家庭訪問を行う。
- ウ 児童生徒のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡し信頼関係を築く。
- エ 学級・学年懇談会や保護者との面談の中から発見する。

②地域・関係機関との連携

- ア P T A 役員との連携
- イ 絹地区内の防犯協会・青少年指導育成協議会・子ども育成会・公民館との連携
- ウ 教育委員会、警察署、児童相談所、青少年相談室、民生委員等との協力体制

2 早期発見・早期対応

(1) 早期発見・早期対応のための体制整備といじめ対策委員会の機能強化

①定期的および逐次の児童生徒の情報交換

- ・児童生徒指導部会の定期的な開催（週1回）
- ・児童生徒指導に関する情報交換（職員会議や前・後期打合せ等の時間の活用）

②定期教育相談とチャンス教育相談の併用

- ・定期教育相談の実施（各学期1回）
- ・児童生徒の悩みや相談をしっかり聴き受け止める。
- ・児童生徒からの小さな兆候を見逃さない。

③定期的なアンケート調査の実施

- ・悩みごとアンケート（月1回）の実施
- ・Q-U検査、相談ポストの活用
- ・いじめチェックリスト（教師・保護者用）の配付と活用
- ・いじめの相談窓口（教頭・養護教諭）の設置

④いじめ対策委員会の機能強化

- ・校長のリーダーシップの下、役割分担を明確にして速やかに対応する。

(2) 早期解決・事後指導と対応の流れ

早期解決に向けて

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

①被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。その際、加害児童の心の状態についても目を向けていく。

- ア 絹義務教育学校「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有化する。
- イ 事実確認後、関係児童生徒とその保護者及び、学級集団へ適切な支援、指導を行う。
- ウ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置

を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

②教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

ア 小山市教育委員会

イ 小山警察署(福良駐在所)

ウ 県南児童相談所、子育て包括支援課、福祉課、青少年相談室、生活安心課 他

対応の流れ

①いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

②情報が入ってから方針決定に至るまでをその日のうちにすることを基本とする。ただし、十分検討し慎重に対応する。

担任として

「いじめはどの学級でも起こりうる可能性がある」との認識に立って対処する。

① いじめている子どもへ

ア 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめを止めさせる。

イ いじめられている子どもの気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ、苦しめているか分からせる。

ウ いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図りながら教師との信頼関係を築く。

エ 当番活動や係活動など、具体的な場でのよい活動を積極的に見つけほめる。

②いじめられている子どもへ

ア 全力でいじめから守ることを約束する。

イ いじめられた内容や、辛い思いなどを親身になって聞くとともに、いじめを解決する方法について一緒に考えて考える。

ウ 活動の場をつくり、認め励ますことによって、自信や存在感をもたせるようにする。

③学級全員に対して

ア 見て見ぬふりをすることは、いじめを助長することになることを分からせる。いじめを見つけたら教職員や友だちに知らせ、すぐに止めさせることを徹底する。

イ 友だちの言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さを分からせる。

ウ 一人一人がかけがいのない存在として尊重され、安心して生活する権利をもっていることを分からせ、温かい人間関係の構築に努める。

配慮事項

①被害児童生徒（家族）の心身の立ち直りが中心となる。

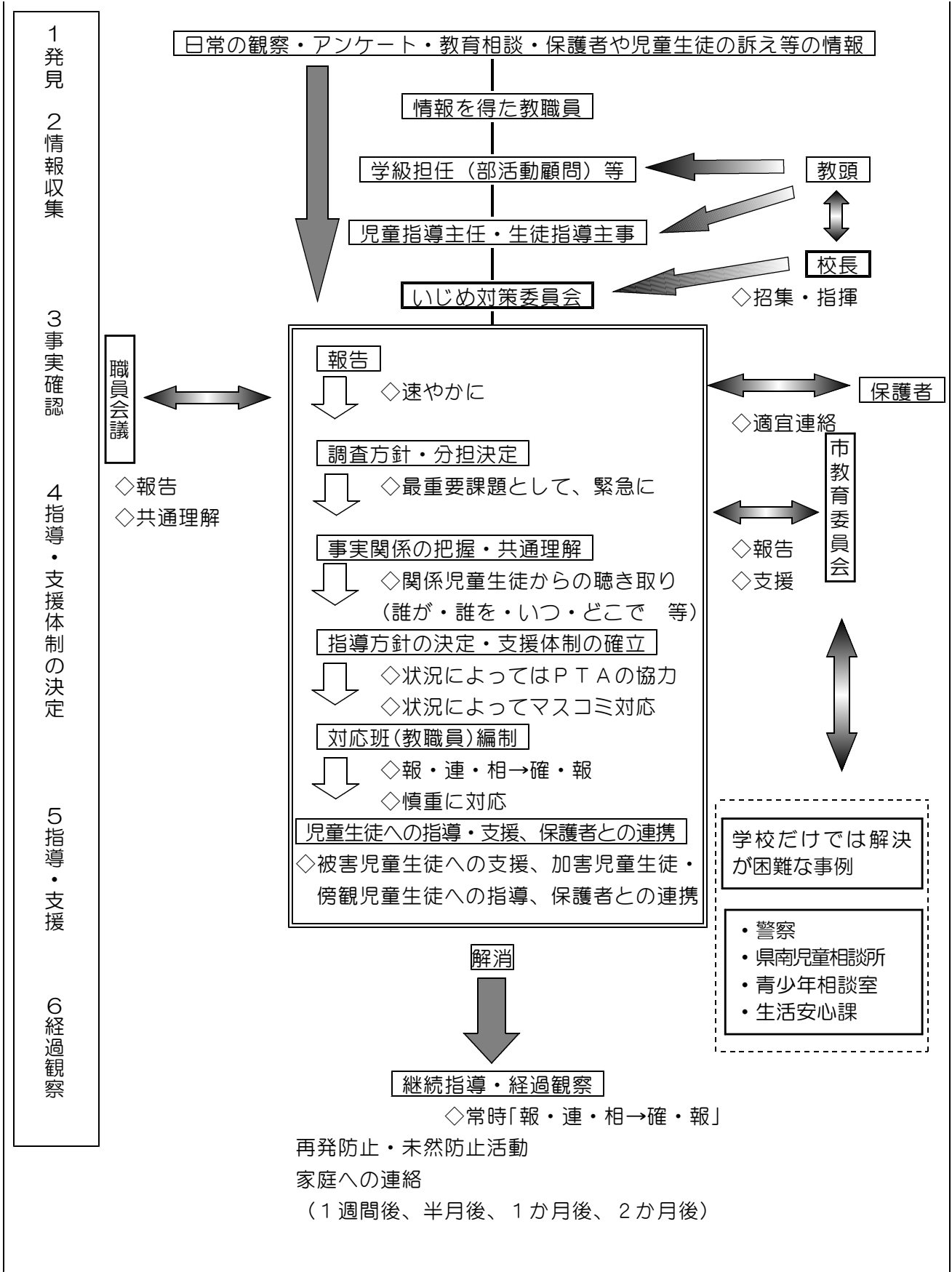
・加害者、学級、校内の他の児童生徒、保護者及び地域の人々についても配慮する。

②児童生徒の直接の指導は、担任、学年主任が行う。

・場合によっては、児童指導主任、生徒指導主事、教頭、校長も指導にあたる。保護者等には校長（教頭）が立ち会うことを原則とする。

③指導は、広く目配りをし深く掘り下げて行う。

・徹底した指導、再発、潜行の絶無を期し卒業まで見守る。（校内の全職員が目、全児童生徒の目、保護者の目）



3 重大事態への対処

重大な事態が発生した場合は教育委員会に連絡し、連携をとって調査を行い、事態に対処するとともに、同種の事態の防止に努める。

- 一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(第28条)

(1) 重大事態の報告

- ・教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態の発生について報告する。
※発生に対しては速やかに報告し、今後の対応についての指示を仰ぐ。

(2) 調査を行うための組織

- ・学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、本校の「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて、「いじめ調査委員会」を設置し、調査を実施する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。
※いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とする。
- ・いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に応じ、学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望
- ・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する

(4) 調査結果の提供及び報告

- ・調査により明らかになった事実関係について、当該児童生徒およびその保護者に対して、関係者の個人情報に十分配慮し、適時・適切な方法で経過報告等、情報を提供する。
※情報の提供の内容・方法・時期などについて十分に教育委員会と連携して行う。
- ・調査結果を教育委員会に報告し、関係機関と再発防止に向けた対応策について協議する。
※常に教育委員会の指導のもと対応する。

III 組織・年間指導計画

1 組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

(1) 組織名称 絹義務教育学校いじめ対策委員会

(2) 構成員 校長 教頭 教務主任 児童指導主任 生徒指導主事
当該児童生徒担任（部活動顧問） 特別支援教育コーディネーター
養護教諭 スクールカウンセラー

2 年間指導計画

月	項目	主な活動・指導内容
4	○児童生徒観察・理解 ○学級づくり ○PTA総会・学級懇談	・引継ぎ事項の確認 ・配慮児童生徒に対する共通理解 ・学級経営、指導方針、指導方法の決定 ・学校・学級の指導方針説明
5	○教育相談週間 ○Q U 調査（1回目） ○いじめ防止強調週間	・担任の個人面談による実態把握・指導 ・友だち関係や意識の調査 ・いじめ防止集会による児童生徒の意識の向上
6	○Q U 調査分析	・担任による学級の児童生徒の分析・指導方針の見直し ・配慮児童生徒に対する共通理解、指導方針の検討・確認
7・8	○保護者との面談 ○研修会	・保護者からの児童生徒の実態把握・指導の連携 ・いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修 ・人権教育研修
9	○夏季休業の生活調査 ○児童生徒観察 ○教育相談週間	・夏季休業の児童生徒の様子を把握 ・2学期スタートの児童生徒観察 ・担任の個人面談による実態把握・指導
10	○Q U 調査（2回目） ○学校評価アンケート	・友だち関係や意識の調査（1回目との比較） ・児童生徒や保護者へのアンケート調査の実施
11	○心を育てる週間 ○学校運営協議会	・心を育てる学校教育の日の設定 ・学校評価アンケートの結果報告
12	○人権週間 ○Q U 調査分析 ○保護者への道徳公開	・人権集会の実施 ・担任による学級の児童生徒の分析・指導方針の見直し ・配慮児童生徒に対する共通理解、指導方針の検討・確認 ・道徳授業公開（保護者）
1	○冬季休業の生活調査 ○児童生徒観察	・冬季休業の児童生徒の様子を把握 ・3学期スタートの児童生徒観察
2・3	○1年間の反省	・1年間の反省と今後の課題 ・引継ぎ事項の徹底

3 取組の評価・検証

いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かす。